

予 第 67-4 号
平成22年 4月14日

各 医療機関の長 殿

保健予防課長
(公印省略)

麻しん検査診断の実施について

日頃より、麻しん対策につきましては、ご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

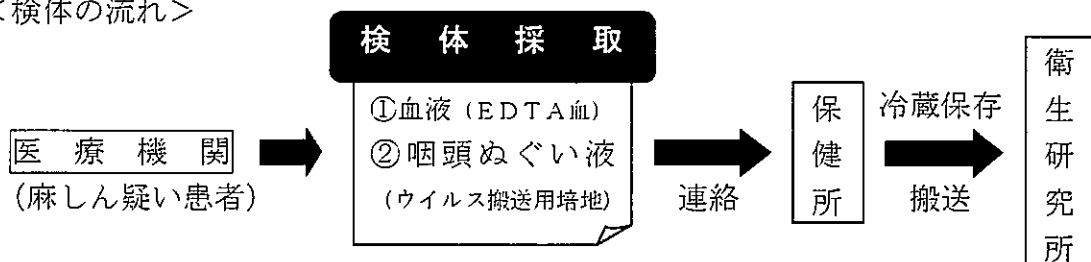
さて、麻しん対策に係る検査診断に関しては、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年12月28日厚生労働省告示第442号）において、麻しん患者の発生数が一定以下になった場合、原則としてすべての発生例を検査診断することとなっており、今般、全国の平成21年の麻しん患者の発生数が激減したことから、国においてすべて検査診断を促進することとしております。

つきましては、茨城県感染症病原体等検査実施要領を一部改正し、麻しん排除の達成に向けた確実な検査診断（RT-PCR法及びIgM抗体測定）を県衛生研究所において下記のとおり実施することになりましたので、ご協力方よろしく申し上げます。

記

- 1 麻しんが疑われる患者を診察した医療機関は、①血液（EDTA血）②咽頭ぬぐい液（ウイルス搬送用培地）を採取するとともに、速やかに管轄の保健所に連絡してください。保健所職員が検体を県衛生研究所に搬送します。
 - ※1 血液は、全血で2mlあれば検査可能です。
 - ※2 咽頭ぬぐい液は、滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、ウイルス搬送用培地に綿棒をさし込み、手が触れた棒の部分折り取って、キャップをしめてください。
 - ※3 採取した検体は、冷蔵保存してください。
- 2 検査結果については、衛生研究所から保健所へ、保健所から医療機関へ報告します。
- 3 麻しんの届出については、従来どおり麻しんと診断した医療機関は、7日以内に（迅速な対応に資するため可能な限り24時間以内に）管轄の保健所に届出をしてください。

<検体の流れ>





2010年の麻疹の排除をめざして

麻疹患者は減少傾向にあります。目標達成まであと少しです。

2009年第1～53週に出された麻疹患者は741人（うち茨城県は11人。2010年1月7日現在報告数）であり、2008年の11,015人から大きく減少（93%減少）しました。

麻疹排除の目標は、輸入例を除いて1年間に人口100万人あたり1人未満になることですが、2009年は人口100人あたり5.8人であり目標まであと少しのところきています。

『麻疹に関する特定感染症予防指針（2007年12月28日厚生労働省告示）』では、患者数が一定数以下になった場合、原則としてすべての患者について、検査診断することとしています。2009年の報告例741人のうち、検査診断例は438人（うち、修飾麻疹193人）で、全体の約60%となっています。

麻疹の検査診断の4つの方法と注意点

予防接種が普及し患者数が大きく減少すると、相対的に予防接種歴ありの修飾麻疹の割合が増加します。修飾麻疹は臨床症状のみでの診断は困難であり、検査診断の重要性が増しています。また、IgM抗体検査のみでは偽陰性、偽陽性があり、結果の解釈に注意が必要です。

- ① 急性期の麻疹特異的IgM抗体陽性（発疹6～10日にピークとなり28病日まで検出可能）
 - ② 急性期と回復期のペア血清で麻疹特異的IgG抗体の陽転あるいは有意上昇
 - ③ 咽頭ぬぐい液、尿、血液のいずれかから、麻疹ウイルスゲノム検出（※茨城県では尿は検査していません）
 - ④ 咽頭ぬぐい液、尿、血液のいずれかから、麻疹ウイルス分離培養
- しかし、注意しなければならないのは、以下の3点です。

- ① 発症初期（発疹出現後4日以内）では、麻疹であっても麻疹特異的IgM抗体が陰性の場合があります。※麻疹であれば日を改めて再度検査すると陽性になります。
- ② ヒトヘルペスウイルス6（HHV-6）による突発性発疹やパルボウイルスB19感染症、デング熱等のウイルス感染症の急性期には、麻疹特異的IgG抗体は交差反応によって弱陽性に出してしまう場合があります。※麻疹ではないので再度検査しても値は上昇せず、麻疹特異的IgG抗体の有意上昇や麻疹ウイルスの検出もされません
- ③ 修飾麻疹では麻疹特異的IgM抗体が陰性の場合があります。※RT-PCR法などで麻疹ウイルス遺伝子が検出される場合があります、麻疹特異的IgG抗体は急性期から著明高値の場合があります。

これらのことから、麻疹と臨床診断した場合は総合的な検査診断を実施することが求められています。

麻疹と臨床診断した場合は、検査診断にご協力をお願いします。

各医療機関におかれましては、麻疹と臨床診断した場合は、別添の検査診断体制（RT-PCR法及びIgM抗体測定）をご活用いただきたく、①血液（EDTA血）②咽頭ぬぐい液（ウイルス搬送用培地）の2点を採取し、保健所まで御連絡ください。ご協力お願い申し上げます。

《問い合わせ先》

茨城県竜ヶ崎保健所 保健指導課

電話： 0297-62-2367